

日本エコレザー基準認定ラベル使用規程

(目的)

第1条 この規程は、日本エコレザー基準認定ラベル（以下、JES ラベルという）を使用するに当たって必要な事項を定めるものです。

(JES ラベルの使用)

第2条 日本エコレザー基準認定革（以下、JES 認定革という）及び JES 認定革を使用した革製品に JES ラベルを使用することができます。

2 革製品に JES ラベルを使用する場合は、様式 1 により革製品の種類、JES 認定革の使用部分および表面積に対する割合、品名、製造会社等を明記して申請し、JES ラベル使用の許可を得ねばなりません。また、革製品に JES ラベルを使用できるのは JES 認定革を表面積で 60%以上使用している場合に限りです。なお、JES 認定革の認定を受けた事業者（以下、JES 認定事業者という）以外の事業者が JES ラベルの使用を申請する場合は JES 認定事業者による JES 認定革の使用承諾が必要です。要件を満たし適当であると認められれば別紙 1 により許可番号を付した許可証を交付します。

(JES ラベルの表示方法)

第3条 JES ラベルのマーク部分と認定番号、認定年月日、革素材製造国、認定革の使用部分（革製品の場合）、ラベル主旨、詳細が掲示されているウェブサイト、認定機関が記載された記述部分は、表裏または近傍に一体で表示せねばなりません。JES 認定革を複数使用する場合は、原則としてそれぞれの認定番号を並記してください。

2 通信販売カタログ、自社商品カタログ、チラシ広告などの印刷物及びインターネットホームページ上などに JES ラベルの全体または一部を使用する場合には、日本エコレザー基準認定番号を必ず表示して下さい。革製品の場合は許可番号も表示して下さい。

3 革が日本製で無い場合は革素材製造国名を 9p 以上の大きさにて標記してください。

(JES 認定革の有効期間及び JES ラベル使用契約)

第4条 JES 認定革の有効期間は、途中での JES 認定革の取り消しや使用契約の解除がない限り、認定日から 1 年です。更新する場合は毎年更新手続きを行い、審査し問題がなければ 1 年毎に最長 3 年間をもって有効期間を延長することができます。さらに延長する場合は新規に分析結果等を提出し審査します。この場合、再認定とし、当初の認定番号が有効となります。申請事項に変更があるならば、認定更新申請書に変更事項を記載してください。

社団法人日本皮革産業連合会は、JES ラベル使用者との間で「JES ラベル使用契約」を締結します。JES ラベル使用者は、原則として JES 認定革の認定日から有効期間内に、この契約を締結して下さい。この契約は JES 認定革の有効期限まで有効ですが、使用契約の更新を希望する場合は JES 認定革の更新を申請し、更新が認められた期間において有効となります。

(JES ラベルの使用期間)

第5条 JES ラベルを使用することができる期間は、JES ラベル使用契約を締結している期間となります。すなわち、途中での認定取り消しや使用契約の解除がない場合には、第4条に定める有効期限まで継続して JES ラベルを使用することができます。なお、JES ラベル使用者が JES 認定革の有効期限内に、JES ラベルの使用を取りやめる場合には、様式2により「JES ラベル使用契約の解約願」を提出し、認定革および革製品からラベルを外して下さい。

(不当な使用などの回避)

第6条 JES ラベルを使用する革及び革製品の広告などに当たっては、不当景品類及び不当表示防止法その他の関係法令を遵守するとともに、消費者に環境保全上好ましくない誤解を与えるような表示または表現は避けて下さい。

(JES ラベル使用状況などの調査)

第7条 JES ラベル事務局は、日本エコレザー基準認定事業の適正な実施を図るため、JES ラベル使用者に対し JES ラベルの使用状況などについて報告を求め、または必要な調査を行うことがあります。

(JES 認定革の取り消しなど)

第8条 日本エコレザー基準認定申請書等の記載内容に虚偽があった場合、JES ラベルが不正に使用された場合などは、JES 認定革の認定の取り消しその他必要な是正措置をとります。JES 認定革の認定が取り消されたときは、JES ラベルの使用期間中であっても、認定取り消し日をもって JES ラベル使用契約は解除され、解除日以降に JES ラベルを使用することはできません。

(誤使用、無断使用、不適正使用の場合の公表と再申請の受理拒否)

第9条 JES ラベルの誤使用、無断使用、不適正使用（以下、不正使用等という）が発覚した場合は、原則として、不正使用等を行った業者名および不正使用等の内容を公表します。さらに、不正使用等の内容により、連合会の定める一定の期間今後の認定申請の受理を拒否します。

(情報の開示)

第10条 JES ラベルを使用する場合、申請会社名、住所、連絡先および申請内容の全部又は一部を(社)日本皮革産業連合会の Web サイト上に開示します。

附記

2009年10月13日 制定施行

(別紙1)

文書番号

年 月 日

申請者 殿

社団法人 日本皮革産業連合会

会長名

皮革製品 J E S ラベル使用について (回答)

年 月 日付 文書番号をもって申請のありました標記の件については、下記のとおり許可します。

記

1. 許可番号 :
2. 皮革製品の種類 :
3. J E S 認定革の使用部位 :
4. J E S 認定革 認定番号 :
5. J E S 認定革の製品表面積に占める割合 : %
6. 品名 :

以上

(様式1)

文書番号
年 月 日

社団法人 日本皮革産業連合会
会長 殿

住 所
法人又は団体名
代表者名 印

皮革製品 J E S ラベル使用許可願

標記の件について、日本エコレザー基準認定ラベル使用規程 第2条第2項の規定に基づき、下記の通り申請します。

記

1. 皮革製品の種類：
2. J E S 認定革の使用部位：
3. J E S 認定革 認定番号：
4. J E S 認定革の製品表面積に占める割合： %
5. 品名：
6. 皮革製品製造会社／住所／商号／代表者名：

(1 製品につき J E S 認定革が複数ある場合は並記すること)

以上

(様式 2)

文書番号

年 月 日

社団法人 日本皮革産業連合会
会長 殿

住 所

法人又は団体名

代表者名 印

「JES ラベル使用契約の解約願」

標記の件について、日本エコレザー基準認定ラベル使用規程 第 5 条の規定に基づき、下記の通り提出します。

記

1. 基準認定番号：
2. (製品の場合) 許可番号：
3. 商品名または皮革製品名
4. 契約満了日：
5. 在庫状況：
6. 解約理由：

(皮革製品の場合、認定革が複数あるときは並記すること)

以上